

押印の省略化について

令和4年5月31日に開催した第274回理事会において、下記のとおり決議しました。

記

1. 決定に至る経過：

国が指導する「規制改革推進要請」に基づき、組合員（被保険者）の利便性向上と負担軽減を図るため、当国保への申請・届出書については「原則的に押印を廃止」とします。

但し、次の書類については、引き続き押印を求めることとします。

名 称	押印を求める理由
「法令遵守等に関する誓約書」	新規加入時の「本人の加入する決意」と「国保組合規程を遵守する意思」を確認するため組合員の押印を求め、その組合員を国保組合へ上申する地域組合長の押印も求めます。
「支給金等の申請書」	事務委託契約に基づき、各申請書の提出や支給金等は、地域組合を経由して行うことから、確認のため地域組合長の押印を求めます。
「支給金の支給明細書」	受領確認のため、組合員の押印を求めます。
健保適用状況調書（新規加入）／各種申請書における事業主 ^①	組合員の就労状況を事業主に確認する必要がある場合については、事業主の押印を求めます。
「委任状」（マイナンバーを記入した書類を代理人が届出される場合、代理権の確認のために提出）	引き続き組合員の押印を求めます。 ※委任者と代理者の筆跡が同じになっていないか、注意願います。

・実施時期：令和4年7月1日に地域組合で受け付ける「書類」から適用する。